

災害対応資金

～災害からの早期復旧を目指す小規模企業者向け融資制度を創設しました～

運用開始：令和3年9月1日から

(令和3年6月1日以降の災害が融資対象となります)

○制度内容

資金使途	風水害、震災等の自然災害により被害を受けた 小規模企業者 が、復旧を図るために必要とする 設備資金
融資限度額	2,000万円 ※既往債務がある場合は、その債務残高に応じて変更となる場合があります。
融資利率	年0.9%
信用保証料	市が全額補助
融資期間	1年超10年以内(うち据置2年以内)
担保および保証人	担保は原則不要 連帯保証人は、原則法人代表者以外は不要
特記事項	申込時に 被災証明書 の提出が必要 ※被災証明書は、防災危機管理課(大分市役所本庁舎3階) または各支所で取得可能です
取扱金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、商工中金、三井住友銀行、西日本シティ銀行、伊予銀行、北九州銀行、肥後銀行、愛媛銀行

○融資実行までの流れ

- ①防災危機管理課または各支所で被災証明書を取得
- ②取扱金融機関へ申込書類(被災証明書と金融機関所定の様式)を提出
- ③取扱金融機関及び大分県信用保証協会による融資内容の審査
- ④融資実行

<お問い合わせ先>

大分市商工労働観光部 創業経営支援課
TEL:097-585-6029